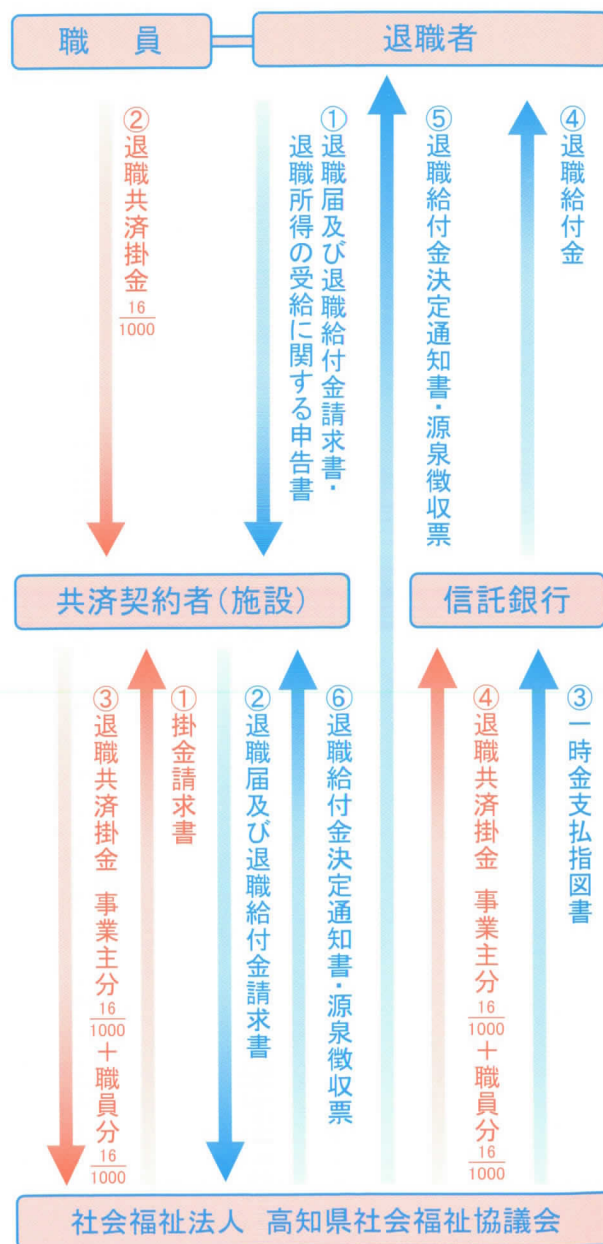


民間社会福祉施設職員退職手当共済制度 しくみの概要



加入を申し込まれる職員の皆様へ

本会は、加入者の皆様方の「個人情報を守る」ことを重要課題と考えております。

高知県退職手当共済事業への加入に際し「被共済職員加入届」をご提出いただきますが、ご記入いただいた氏名、性別、生年月日、職種、本俸月額などの個人情報については当該事業（退職給付年金又は退職給付金の給付など）以外の目的には利用いたしません。

また、お預かりした情報はご本人様の許可なく、本会以外の第三者に譲渡・提供することはありません。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会

加入状況

平成 28 年 4 月 1 日現在の状況

加入法人数：135 法人

加入施設数：283 施設

加入者数：5,191 名

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 退職共済・福利室

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1

高知県立ふくし交流プラザ内

TEL 088-844-4865

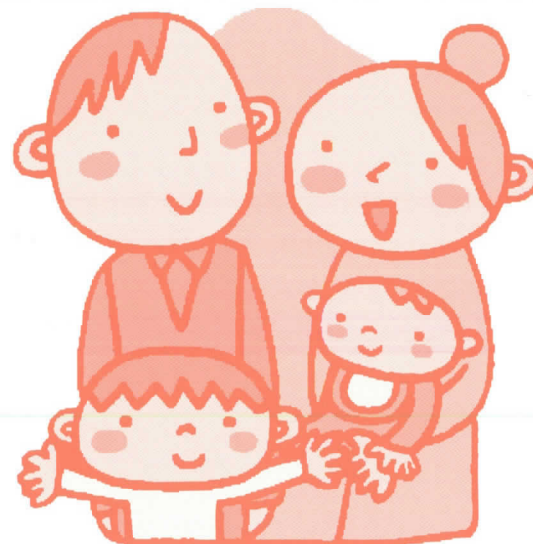
FAX 088-844-3852

<http://www.kochiken-shakyo.or.jp>

共済事業

高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済事業

のしおり



本事業は、社会福祉施設職員等退職手当共済法〔昭和36年6月19日法律第155号〕に基づく退職手当制度とは異なります。

上記法及び法人独自の退職手当制度を補完する目的で、施設経営者（共済契約者）と職員が負担する同額の掛金によって運営されています。

社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

目 的

退職手当共済制度の安定的な運営を行うことにより、民間社会福祉施設従事者の処遇向上に資することを目的としています。

事業内容 高知県内に所在する施設又は高知県内の社会福祉法人が経営する社会福祉施設に勤務する職員の退職手当共済制度に関する事業
事業主と被共済職員からお預かりした退職共済掛金を運用管理し、被共済職員が退職される際に退職給付金として給付します。

事業開始 平成25年4月1日
財団法人高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団から事業移管

加 入 対 象

高知県内に所在する施設又は高知県内の社会福祉法人が経営する施設で、経営者が共済契約を結んだ社会福祉施設に勤務する職員が加入対象となります。

但し、65歳以上の職員、1年未満の期間を定めて雇用された職員は対象外です。(契約更新により1年を経過した場合は加入対象となります。)

退 職 共 済 掛 金

毎月、事業主と被共済職員のそれぞれから次のとおり掛金をいただきます。

事業主…掛金基準給与額の1000分の16

(他に掛金基準給与額の1000分の2を事務費掛金としていただきます。)

被共済職員…掛金基準給与額の1000分の16

* 掛金基準給与額は毎年4月1日現在の本俸月額です。(新規加入の場合は、被共済職員となった日の属する月の本俸月額とします。)
* 本俸月額は俸給表の額と特殊業務手当又はこれに類する手当の合算額です。

例 本俸 145,600円 特殊業務手当 10,000円
(145,600円+10,000円)×16÷1000=2,489円

(円未満切り捨て)

退職共済掛金(月額) 事業主 2,489円

被共済職員 2,489円

退 職 給 付 金

1年未満で退職の場合は被共済職員として加入期間中に納付した拠出金の元利合計相当額とします。

加入期間が1年以上で退職の場合の退職給付金は下のとおりです。

計算方法

1. 平成15年11月1日以降に加入の場合の給付

(A) 退職手当算定基準給与額 (退職前12カ月間の平均本俸月額)
× 加入期間に応じた支給率 (退職給付金支給率表より)

例 退職手当算定基準給与額 175,000円 加入期間 7年
(A) 175,000円×2.17=379,750円 (円未満切り捨て)

給付額 379,750円

2. 平成15年10月31日に被共済職員であった者に対する給付

上記の(A)の他に下の(B)が加算されます。

加入期間は(A)(B)ともに平成15年11月1日から算定します。

(B)「変更時持分」×加入期間に応じた乗率
(変更時持分に対する乗率表より)

* 変更時持分…平成15年10月31日現在で退職した場合において支給される改正前の制度での退職給付金のうち、退職手当金と被共済職員拠出金元利合計額相当を確定し、その合計額を変更時持分としています。

例 退職手当算定基準給与額 200,000円 加入期間 12年
変更時持分 987,654円

(A) 200,000円×4.310= 862,000円 (円未満切り捨て)

(B) 987,654円×1.196=1,181,234円 (円未満切り捨て)

(A)+(B)

862,000円+1,181,234円=2,043,234円

給付額 2,043,234円

退職給付金支給率表

被共済職員期間	支給率
1年	0.230
2年	0.450
3年	0.660
4年	0.870
5年	1.270
6年	1.670
7年	2.170
8年	2.840
9年	3.210
10年	3.580
11年	3.950
12年	4.310
13年	4.680
14年	5.050
15年	5.420
16年	5.780
17年	6.150
18年	6.520
19年	6.890
20年	7.250
21年	7.620
22年	7.990
23年	8.360
24年	8.720
25年	9.090
26年	9.460
27年	9.830
28年	10.190
29年	10.560
30年	10.930
31年	11.300
32年	11.660
33年	12.030
34年	12.400
35年	12.770
36年	13.130
37年	13.500
38年	13.870
39年	14.240
40年	14.600
41年	14.970
42年	15.340
43年	15.710
44年	16.070
45年	16.440

変更時持分に対する乗率表

年 数	支給率
1年	1.015
2年	1.030
3年	1.046
4年	1.061
5年	1.077
6年	1.093
7年	1.110
8年	1.126
9年	1.143
10年	1.161
11年	1.178
12年	1.196
13年	1.214
14年	1.232
15年	1.250
16年	1.269
17年	1.288
18年	1.307
19年	1.327
20年	1.347
21年	1.367
22年	1.388
23年	1.408
24年	1.430
25年	1.451
26年	1.473
27年	1.495
28年	1.517
29年	1.540
30年	1.563
31年	1.587
32年	1.610
33年	1.634
34年	1.659
35年	1.684
36年	1.709
37年	1.735
38年	1.761
39年	1.787
40年	1.814
41年	1.841
42年	1.869
43年	1.897
44年	1.925
45年	1.954

(注)「年数」は、平成15年10月31日に被共済職員である者の平成15年11月1日以降の被共済職員の期間をいう。

*退職給付金支給率表・変更時持分に対する乗率表ともに月数まで定められています。詳細は共済契約約款をご覧ください。